

2020年6月期全塾協議会定例会議事録

2023年12月27日

全塾協議会

全塾協議会規約第22条第1項に基づき、2020年6月21日に開催された全塾協議会定例会の議事録を公開する。ただし、役職役名ならびに条数は議会当時のものである。

議事概要記録

名称	2020年6月期全塾協議会定例会
場所	オンライン
日時	2020年6月21日 18:30～20:20

出席者

	塾生代表	後藤圭祐
上部団体	文化団体連盟三田本部常任委員会 委員長	芹沢幸輝
	体育会本部 主幹	俣野陽
	全国慶應学生会連盟常任委員会 常任委員長	吉田凌太
	全塾ゼミナール委員会 委員長(9番項まで)	高木哲平
	全塾ゼミナール委員会 委員長(10番項より)	吉田誉大
	四谷自治会 会長	保住英希
	芝学友会 会長	福井一玄
	福利厚生機関本部 代表	梅山晃弘
	全塾協議会事務局 事務局長	岩館則明
	全塾協議会事務局より他7名	
以下議案提出者	文学部社会学ゼミナール委員会 委員長	今西快
	應援指導部 吹奏楽団会計	塩田彩花
	應援指導部 チアリーティング部会計	池柚希
	法学部政治学科ゼミナール委員会 委員長	大原望
	Student Counselors 代表	徳能祐嘉

次第

項目	担当・議案提出者
1. 開会宣言	事務局長 岩館則明
2. 塾生代表挨拶	塾生代表 後藤圭祐
3. 定足数確認	議事部長 張容準
4. 配布資料の確認	
5. 前回議事録の確認	
6. 議長の指名	

項目	担当・議案提出者
7. 議事	
(1) 塾生代表報告 [20200621-01-JSD]	塾生代表 後藤圭祐
(2) 事務局報告 [20200621-02-JMK]	
i. 総務政策部報告	総務政策部長 関田大輝
ii. 議事部報告	議事部長 張容準
iii. 財務部報告	財務部長 関田大輝
iv. 広報部報告	事務局長 岩館則明
v. 事務局長報告	事務局長 岩館則明
(3) 文学部社会学ゼミナール委員会の独自財源特別支出承認申請 [20200621-03-BSZ]	文学部社会学ゼミナール委員会 財務 舟津七海
(4) 應援指導部の独自財源特別支出承認申請 [20200621-04-OES]	應援指導部吹奏楽団 会計 塩田彩花
	應援指導部チアリーディング部 会計 池柚希
(5) 文化団体連盟本部の活動報告 [20200621-05-BRH]	文化団体連盟三田本部常任委員会 委員長 芹沢幸輝
(6) 法学部政治学科ゼミナール委員会の交代承認申請 [20200621-06-HSZ]	法学部政治学科ゼミナール委員会 委員長 大原望
(7) 芝学友会の規約改正案に関する議案 [20200621-07-SGK]	芝学友会 会長 福井一玄
(8) Student Counselors の脱退に関する議案 [20200621-08-SUC]	Student Counselors 代表 徳能祐嘉
(9) 全塾ゼミナール委員会の交代承認申請 [20200621-09-ZZI]	全塾ゼミナール委員会 委員長 高木哲平
(10) 全塾協議会事務局の今年度の監査及び交付金交付に関する提案 [20200621-10-JMK]	全塾協議会事務局 事務局長 岩館則明
(11) 全塾協議会事務局の新規事業に関する議案 [20200621-11-JMK]	全塾協議会事務局 事務局長 岩館則明
(12) 塾生代表による議会制度に関する議案 [20200621-12-JSD]	塾生代表 後藤圭祐
8. 連絡事項	事務局長 岩館則明
9. 閉会宣言	事務局長 岩館則明

議決事項

議案識別子	提出者	議事名	可否
20200621-01-JSD	塾生代表	業務報告	採決なし
20200621-02-JMK	全塾協議会事務局	業務報告	採決なし
20200621-03-BSZ	文学部社会学ゼミナール委員会	独自財源特別支出承認申請	可決
20200621-04-OES	應援指導部	独自財源特別支出承認申請	可決
20200621-05-BRH	文化団体連盟本部	活動報告	採決なし
20200621-06-HSZ	法学部政治学科ゼミナール委員会	交代承認申請	可決
20200621-07-SGK	芝学友会	規約改正案に関する議案	採決なし
20200621-08-SUC	Student Counselors	脱退に関する議案	可決
20200621-09-ZZI	全塾ゼミナール委員会	交代承認申請	可決
20200621-10-JMK	全塾協議会事務局	今年度の監査及び交付金交付に関する議案	可決
20200621-11-JMK	全塾協議会事務局	新規事業に関する議案	採決なし
20200621-12-JSD	塾生代表	議会制度に関する議案	採決なし

2023年12月27日 議事録作成(ただし、役職役名ならびに条数は議会当時のものである。)

全塾協議会事務局 事務局長 岩館則明 (署名)
全塾協議会規約第 22 条に基づき、事務局長の署名は省略する。

この議事録が正確であることを証する。

塾生代表 後藤圭祐 (署名)
全塾協議会規約第 22 条に基づき、塾生代表の署名は省略する。

全塾協議会 議長 保住英希 (署名)
2024年2月4日付で議事録を真正なものであると確認した。

議事詳細記録

1. 開会宣言

事務局長 岩館則明が 18 時 30 分に開会を宣言した。

2. 塾生代表挨拶

塾生代表 後藤圭祐が挨拶を行った。

3. 定足数確認

議事部長 張容準による点呼により、定足数を満たしたことが発表され、本会の成立が確認された。

4. 配布資料確認

議事部長 張容準が、既に配布された資料の確認を行った。

5. 前回議事録の確認

議事部長 張容準は 25 日までに作業完成の予定で、出来上がった議事録から随時広報部が公開の準備中であり、来年度までには掲載し終える予定である旨を報告した。

6. 議長の指名

議事部長 張容準は、全塾協議会規約 第 10 条に基づき議長の選任方法を諮ったところ、満場一致を以って四谷自治会会長 保住英希が議長に選任された。

7. 議事

(1) 塾生代表からの業務報告

塾生代表より以下のように報告があった。

医学部の感染予防対策マニュアルを医学部と学生部の協力のもとで塾生へ配布した。全塾生が、「感染しない、させない」を徹底できるように事務局と協力してウェブに広報している。また、キャンパス活動を円滑に再開できるように徹底した対策のお知らせをすることを報告した。

(2) 事務局からの業務報告

i. 総務政策部報告

新入局員を 4 名迎え、仮配属を統括していることを報告した。また、感染予防対策サイトを引き続き制作しており、その運営をしていることを報告した。全塾協議会の制度改革、また新規事業助成制度の改革に関する協議を行っている。さらに、団体の加盟手続き・脱退手続きのマニュアルを製作中であることを報告した。

ii. 議事部報告

議事部は仮配属された新入局員の研修を行っていることを報告した。また、業務の分担ができていないため、組織改善に取り組むことを伝えた。また、未処理の議事録が溜まってしまっており、その処理についての協議を行っていることを報告した。

iii. 財務部報告

財務部は財務講習会の個別対応を行っていることを報告した。また、特別支出許可番号の発行をしていることを連絡した。さらに、文化団体連盟本部への交付金交付の振り込みが完了したこと、Student Counselors の交付金返還の手続きが全て終了したことを報告した。

iv. 広報部報告

広報部はウェブサイトの更新が進行中であることを連絡し、新型コロナウイルスの影響によるキャンパス閉鎖で行えていなかった「あいさつ運動」の企画をオンラインで再開する予定していることを報告した。

v. 事務局長

共済部からの協力で求人紹介を通じたアルバイト支援を行っていること、またその広報を Twitter や共済部の LINE にて行っていることを報告した。また、感染予防対策サイトの作成に参加していることを連絡した。例年通り、新人研修、修了検定、面談を行い、4名の新入生を事務局に迎えたことを報告した。また、事務局の作業全体が新型コロナウイルスの影響でオンラインになってしまったことにより、作業が増大したため団体に迷惑をかけてしまう可能性があることを伝えた。

(3) 文学部社会学ゼミナール委員会の独自財源特別支出承認申請

文学部社会学ゼミナール委員会より独自財源特別支出承認申請が上程された。

	許可金額	申請時期	品名	支出理由	支出時期
1	¥80,000	事後	お礼代	文学部社会学ゼミナール委員会主催の三田祭講演会の講演者へのお礼のため	2019年11月後半

担当者は、昨年度11月の三田祭時に文学部社会学ゼミナール委員会が講演会を行い、その講演会で講演して下さった講演者へのお礼を10月の定例会でお礼代として申請したが、現金振り込みに変更になったため、用途変更を事後申請し、人件費として80,000円を申請した。

議会はこれを全会一致でこの申請を可決し、塾生代表 後藤圭祐は本申請を承認した。

(4) 應援指導部の独自財源特別支出申請

應援指導部より独自財源特別支出承認申請が1番項から2番項まで上程された。

1番項は吹奏楽団会計より、以下の通りに申請された。

	許可金額	申請時期	品名	支出理由	支出時期
1	¥4,000	事前	飲料水代	7~8月の各種応援活動にて使用する飲料水代として	2020年7~8月
2	¥4,000	事前	飲料水代	7~8月の練習にて使用する飲料水代として	2020年7~8月
3	¥8,000	事前	氷代	7~8月の練習にて使用する氷代として	2020年7~8月
4	¥3,000	事前	氷の袋代	7~8月の練習にて使用する氷の袋代として	2020年7~8月
5	¥8,000	事前	氷代	7~8月の応援活動にて使用する氷代として	2020年7~8月
6	¥3,000	事前	氷の袋代	7~8月の応援活動にて使用する氷の袋代として	2020年7~8月

7	¥5,140	事前	救急処置セット代	7~8月の練習にて使用する救急処置セット代として	2020年7~8月
8	¥5,200	事前	冷却材代	7~8月の練習にて使用する冷却材代として	2020年7~8月

2番項はチアリーディング部会計より、以下の通り申請された。

	許可金額	申請時期	品名	支出理由	支出時期
1	¥101,500	事前	7月分コーチ代	技術向上、及び安全の為のテクニカルコーチ代として	2020年7月

担当者は、7月から対面での練習を再開する予定であり、その練習に呼ぶテクニカルコーチ代の7月分を申請すると説明した。

事務局長から、部活動の再開に関して学生部からの許可は降りているのかという質問があり、担当者は学生部に対策を講じた手順を提出し、活動の許可をもらう予定であるという回答があった。また、塾生代表より、学生部からの許可は既にもらったのかという質問があり、担当者は、現在申請中であり、許可が貰え次第活動を再開できるという回答があった。

議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表 後藤圭祐は本決議を承認した。

(5) 文化団体連盟本部からの活動報告

文化団体連盟本部から活動報告があった。担当者は、独立団体「国際学生交流会 (KISE)」の文化団体連盟への加盟に伴う諸手続きを行っていることを報告した。また、総会はWeb会議サービスを使用する予定で、今月末に開催すると報告した。また、新入生歓迎会用のLINEオープンチャットを広報担当中心に運営していることを連絡した。また、Web会議サービスを使用して文連公演祭を開催するか否かを三田会側と意見交換をしたことを連絡した。そして、新型コロナウイルスの影響で、4月から部室の使用が禁じられていたが、7月からの学内施設の段階的使用開始後の部室管理業務等に関する対応を検討していることも報告した。

(6) 法学部政治学科ゼミナール委員会の交代承認申請

法学部政治学科ゼミナール委員会より交代承認申請が上程され、新委員長に湯浅翔平が、新財務に宮澤瞭が就任した。

議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表 後藤圭祐はこれを承認した。

(7) 芝学友会の規約改正案に関する議案

芝学友会は、芝学友会の規約改正案の途中経過の報告を行った。規約の主な変更内容としては以下の通りである。

教員が芝学友会の役員の任命責任を持つという規定は極めて起こり得ない状況を想定しているため、疑わしさを誘引するのみであり、無意味であるため削除する。また、役員の任命を教員が行うという記載は、実際に任命は芝学友会内のクラブと定例会の承認に基づくのであり、教員はその報告を承認するのが実態であるため、それを明記すること。予算決定のプロセスについて、教員と学生責任者以外の記載がないが、教員と学生責任者が緊密に議論を行うケースは直近10年で起こっていないため、実態とかけ離れていると判断し、定例会と傘下団体の承認を得ている旨を記載することとした。学生責任者は、就任時に傘下団体から承認され、代表者であることを明記する。一定数の傘下団体から不適と判断された役員

は速やかに交代することを明記する。学生責任者としての言動の制限の範囲が不明確であるので、制限の範囲を限定的に明確する記載を加えること。そして、全体的に表現をすっきりさせたものに変更しているという報告をした。

担当者は、規約について意見は随時メールなどで募集していることを連絡した。

塾生代表から、役員の新規に関する条文の詳細を教えて欲しいという質問があり、担当者は、第6条で記されている学生責任者もしくは役職責任者に関する新規条項の詳細の第13条4項について説明した。また、不要な文章や起りもしない状況についての条文なども削除したという回答を得た。

(8) Student Counselors の脱退に関する議案

Student Counselors (以下 SC) より脱退に関する議案が上程された。

SC が人数の減少により、福利厚生団体としての役割を全うできなくなったために全塾協議会を脱退することを報告した。担当者は、今までの感謝の意を述べた。

これに関して、塾生代表より事務局に対し、脱退に必要な手続きは終了しているのかという質問があり、事務局長より交付金の返還も終わり、書類も手続き中であり、作業は順調であるという回答が得られた。

また、芝学友会の福井から今後の SC はどのような形に変わるのかという質問があり、担当者より、検討中ではあるが解散という方向で決まりつつあるという回答を得た。

また、福利厚生機関本部代表 梅山より、SC の脱退のことを初めて知ったため、福利厚生機関本部として全塾協議会と何か行う必要はあるのかという質問があり、事務局長の岩館は、規則では特に定められていないため、全塾協議会との間ですべきことは特になくはないという回答をした。

議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表 後藤圭祐は本決議を承認した。

(9) 全塾ゼミナール委員会の交代承認申請

全塾ゼミナール委員会より交代承認申請が上程され、新委員長は吉田誉大が、新財務には小松紗夏が就任した。

議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表 後藤圭祐は本決議を承認した。

(10) 全塾協議会事務局の今年度の監査及び交付金交付に関する提案

全塾協議会事務局より、今年度の監査及び交付金交付に関する提案を行った。新型コロナウイルス感染症の影響で、課外活動が大幅に制限され、対面での活動や部室の使用が当面できない状況を考慮し、今年度の監査及び交付金交付に関しての規模や手順の変更を以下の通りに提案した。

今年度の一次監査は電子媒体のみで簡略化して対応し、二次監査は原則として実施しない。また、リーダーズキャンプも開催しない。よって、自治会費の交付を保留する。交付しなかった今年度の交付金については、来年度に2年分相当の額を所属団体に申請してもらうことを検討している。しかし、緊急で必要な場合は諸手続きを経たのち、その団体にのみリーダーズキャンプで審議を行う方針とする。

緊急で交付を行う方法は次の通りである。まず、一次監査を電子媒体資料のみで行った後、交付金の緊急交付を希望するか否かを全団体に確認する。次に、交付を希望する団体に関しては事務局と面談を行い、交付の緊急性、希望交付時期等を確認する。緊急の交付を希望する団体については、緊急交付の可否を議会に諮る。議会の承認を得ることができた団体については、事務局が電子媒体資料と紙媒体資料両方を用いて二次監査を行う。二次監査の報告を経た後、オンライン上でのリーダーズキャンプを8月下

旬～9月上旬に開催し、決算報告、監査報告、予算申請について協議し、交付額の仮組みを行う。9月の定例会で交付額が正式に決定され、必要書類の提出を経て、希望時期に交付金を給付する。

事務局財務部長 関田は、交付金交付の原則見送りと緊急交付が必要な団体へのみの交付、そして来年度に2年分相当の交付を行うこと、一次監査の対象範囲を決定して欲しいと述べた。

芝学友会会長 福井から、議案資料の「一部を除く」の一部とはどのような団体のことを言うのかという質問があり、関田は原則としては全団体交付しないが、今年度中に交付を受けないと赤字になってしまうとか、緊急で交付金が必要になってしまった場合には協議の上で交付するというものであると回答した。また、続けて福井から団体内で協議する時間が欲しいという要望を受けたが、関田は、リーダーズキャンプを例年と同じ時期に行うことを考えると、7月には監査作業を開始する必要がある、方針周知の1ヶ月と監査作業の1ヶ月を考慮すると告知は速やかに行いたいと述べ、よって本定例会での承認が必要であると回答した。福井はこれに同意した。

四谷自治会会長 保住から、方針をもう一度説明して欲しいと言う発言があったため、事務局が方針の説明を再び行った。そして保住から、福井に、芝学友会は何を団体内で協議したかったのかという質問をし、福井は財務に関して分からないことがあったため、その確認をしたかったと回答した。

塾生代表 後藤は、監査を毎年行わないと団体の気に緩みが出てしまうため、本年度も一次監査は全団体に対して行うべきだと述べた。これに関して福井は、文化団体連盟本部にも意見を求め、文化団体連盟三田本部常任委員会委員長 芹沢は、原則リーダーズキャンプを行わずに交付もしないことになるということは、困る団体が生じることになるので本当は時間が欲しいが、方針に関してはこの方向で良いと思うと述べた。

また、一次監査についての各上部団体の代表の意見は次の通りであった。

四谷自治会会長 保住は、各団体にそれぞれの事情が存在すると思うため、全団体の一次監査を行ったほうが良いと述べた。

体育会本部主幹 俣野は、監査が電子媒体のみで行うことになると、監査の規模が小さいものになってしまう危惧はあるが、全団体に対して行うべきだと述べた。

芝学友会会長 福井も、電子媒体のみでは不十分であることに同感であるものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、紙媒体資料を集めることには反対し、一次監査は全団体に対して行うべきだと述べた。

福利厚生機関本部代表 梅山も、電子媒体資料のみでの監査の効果に疑問を呈し、やり方に関しては熟慮すべきであるとし、一次監査は全団体で行うべきであることを述べた。

全塾ゼミナール委員会委員長 吉田は、委員長である自身がまだ議会に関する知識が浅いためによく分からないとしつつ、他の上部団体に同意し、一次監査は全団体で行うべきだと述べた。

また、文化団体連盟三田本部常任委員会委員長 芹沢も、紙媒体でないことに不安はあるとしつつ、一次監査は全団体行うべきだと述べた。

全国慶應学生会連盟 吉田は、議会についてまだ知識があまりないことを述べつつ、来年の負担を考慮した上で確認するという意味で、一次監査は全団体に行うべきだと述べた。

今年度の交付金は原則として交付しない方針と一次監査に関して全団体に対して行う方針について、議会は全会一致で可決し、塾生代表 後藤圭祐は本決議を承認した。

(11) 全塾協議会事務局の新規事業に関する議案

全塾協議会事務局より、新規事業に関する議案が上程された。

事務局長 岩館は次の通り説明を行った。

現在の新規事業助成制度は、新規事業助成制度施行規則 3 条により、助成金を申請できる団体は、全塾協議会に加盟している団体に制限されている。申請権限が制限されている理由としては、全塾協議会の監査制度や処分制度と照らし合わせ、加盟団体以外の学生団体や塾生個人が申請した場合の責任体制がないことが挙げられる。しかし、自治会費が塾生全体の福利厚生の上に充てられるべきであることを鑑み、全塾協議会に加盟していない団体や個人からの申請についても受け入れるべきであると考え、今回の議案提出に至り、新たな方針を策定した。

方針は次の通りである。提案が多数ある場合、その募集と選定は、提案コンペの開催等を通して行う。また、規則に定める事業担当者は、団体構成員である必要があるため、これに事務局員を任命する。問題発生時の責任は、規則と誓約書の定める範囲で事業担当者及び事務局が負う。助成金の管理について、事業の専用口座を設け、事務局員がこれを行うことにより、事務局員以外がお金のやりとりをすることがないようにする。新規事業助成制度施行規則を改正し、学生団体や塾生個人も直接申請ができるようにすることも検討したが、監査規則や処分規則の適用範囲が全塾協議会所属団体であるため、問題が発生してしまった場合に調査や責任問題の追及が困難になってしまうため、適用範囲を塾生全体に広げてしまうと、全塾協議会が極めて強権的なものになってしまうことが考えられ、事務局の活動を活発化させるためにも規則の改正は行わずに事務局が事業に直接関与する。

これに関し、塾生代表 後藤は、自治会費は全塾生から集めているお金であるため、広く還元されるべきであるが、責任の問題もあり、議論の結果、この形が最良なのではないだろうかという形に収まったということ述べた。

四谷自治会会長 保住は、資金の確保はどのようにするのかという質問をし、岩館から、交付金の分配後に発生する余剰金から繰り出す前提であるという回答があった。続けて保住から公共性の判断をどうするのかという質問があり、岩館は、公開でコンペを行い、事務局以外からも評価をいただき選定することを考えていると回答した。

また、文化団体連盟三田本部常任委員会委員長 芹沢から、事務局員の負担が増えるが、その人員はどう割り当てるのかと言う質問があり、岩館から、この事業担当用の人員を割り当てることは想定しておらず、新規創設した総務政策部が担当し、事務局に余裕があるときにのみ募集する予定であるため、事務局がキャパオーバーになる心配はないという回答があった。

また、福利厚生機関本部代表 梅山からは、この制度は募集を常時受け付ける制度であるならば、早い者勝ちになる恐れがあり、コンペのタイミングなどによって不公平が生じるのではないかと発言があった。これに対して岩館は、一定期間を設けて、集まったものを同時に選定する予定であり、常時開催できる制度にはならないという回答をした。

また、芝学友会会長 福井は、とても良い制度だと思うと述べた上で、梅山の疑問の通り、申し込んだ時期によってばらつきがあるのは制度上の揺らぎを感じるため、役割を分担していく議論をした方がよいのではないかと述べ、毎年行う時期を予め決めた方がよいのではないだろうかという質問をした。これに対し岩館は、事務局としてもできる限り人員を割り当てたいが、人員不足に悩まされているので、常時募集できる状態にはないという回答をした。続けて福井から、文化団体連盟本部などの上部組織に業務を割り振ることはできないのかという質問をし、岩館は、規則上は可能だが、責任が上部団体に及んでしまうことや本日示した方針以外にもやらないといけないことは多いため、いきなり提出されたときに、

上部団体が対応できるかが分からなく、それは難しいという回答をした。

また、保住から、事務局に余裕がありそうなら、不定期に募集するというより、毎年定期的に募集して、リーダーズキャンプなどで審議するなど、特定の枠を設けるのが良いのではないかと質問をした。後藤より、開催形式については更なる議論が必要だと思うが、今は門を開く動きを作る、方針部分の検討をしたいと述べ、その上で、お金が絡む話であり、責任問題なども生じるので議論は必要だと思うが、今はスタートを切りたいため、今日は基本方針について定めたいと述べた。また、岩館からも、恒久的な制度にしたいので、これからも議論を重ねていきたいが、とりあえず今回は基本方針を定めたいという回答があった。

また、梅山から、この議案は決議が必要なのかと問われ、岩館は、これは報告であるので不要であると言う回答をした。続けて梅山委員長から、上部団体は事務局の報告を聞いたということかという質問を受け、岩館がその通りであるという返答をした。

最後に、事務局長の岩館から、個別の案件が出てきた場合、その都度承諾するかどうかについては議員の方々の承諾が必要になるので、実施するときはまたその時に承認を要し、今は方針についての報告の形であると述べた。

(12) 塾生代表による議会制度に関する議案

塾生代表より、全塾協議会における議会制度の見直しについて、以下の通りに説明がされた。

前田じん前塾生代表は議会が凝り固まっていると述べていた。自身が議会に参加することで、その言葉の意味が分かるようになってきている。今こそ議会の制度を変えて新しく進化させる良い時期なのではないのかと思う。上部団体の代表一人一人が有する拒否権が大きすぎるため、リベラルな議論ができず、発言しづらい空気がある。よって、これを多数決制に変えることで、よりアクティブな活動ができるようになるのではないかと考えた。今の体制が本当に「全塾」なのか、より塾生が幅広く参加できるようにしたい。2019年12月に行われた塾生代表選挙の投票率が11.9%であることから、塾生の全塾協議会への興味関心は著しく低いと考えられる。同じ仕組みのままで次回の選挙に臨めば、全塾協議会の解散の危険性が極めて高い状況にあるが、全塾協議会の所属団体の様々な活動は塾生生活に大きく影響していると考えられる。全塾協議会が解散してしまえば、特に上部団体からの交付金が主要な収入となっている所属団体の活動継続が難しくなることが予想される。その対策の一つとして、議会の議論の活発化を行うべきだと考え、今回の提案に至った。

後藤は、新しい議会に向けて、公選で選ばれた議員を2名追加し、議決を議員による多数決制に変え、塾生代表が決議を拒否した場合には、議会の全会一致の賛成で再可決すれば塾生代表の承認なくしても議案は成立することとし、全ての議員に議案の提出を認め、予算承認を議会の権限とすることを提案した。その上で、後藤は、今回の定例会では、多数決制の導入についてのみ審議したいと述べた。

四谷自治会会長 保住は、今定例会では多数決制についてのみ審議すれば良いのかと質問をし、後藤はその通りであると回答したうえで、今回の議案は今後の方針についてであり、全部の制度が突然変わるわけではないという説明をした。

文化団体連盟三田本部常任委員会委員長 芹沢より、上部団体の代表みんなの意見を聞きたいとの発言があった。保住は多数決制については賛成であり、公選議員も賛成であるが、方針については今後しっかり決めていくべきであると述べた。体育会本部主幹 俣野は、両方針とも賛成であり、詰める作業に移れば良いのではないかと述べた。全国慶應学生会連盟常任委員会委員長 吉田も賛成の旨を述べたが、現

段階では欠点もあると思うと述べた。

芝学友会会長 福井は、多数決制に変更した場合、1人の反対では議案が通らなくなり、結局少人数の意見が軽視されてしまうのではないかと述べ、塾生代表の存在意義が分からなくなってしまうため、塾生代表の拒否権に関する変更点に関しての方針には賛成できないと述べた。

全塾ゼミナール委員会委員長 吉田は、これまでの議会の全会一致制を採用していた経緯を知りたいということ、全会一致にしている良かったことも聞きたいという質問をした。これに対して岩館は、全会一致だった理由は全塾自治会が崩壊した際に今でいう上部団体が予算などをどうするかを暫定的に決めるときに合議制で議論が進められていたからではないかと述べた。その上で後藤は、全会一致制に対してメリットや効率を感じている人は誰もいないのではないだろうかと述べ、多数決制にする損は見当たらないのではないだろうかと続けて述べた。

福利厚生機関本部代表 梅山は多数決制に関しては賛成であると述べ、全会一致の成り立ちについてはきちんと再考すべきであると述べた。続けて梅山は、全体的な制度案に関してはまだ熟慮すべき点があり、塾生代表を選出する段階で困っている現状で、公選議員をどこまで公から選ぶことができるのかと述べた。芹沢は梅山に賛成し、上部団体が全塾協議会の説明に説得力を付すだけの組織だったと感じていたため、このような制度改革は検討していくべきだと発言した。

福井は、今回提出された文章は変更不可能なのかと質問し、後藤は、今回は案にすぎず、自身の任期中にできることはなるべくやりたいが、新型コロナウイルス感染症による問題もある、公選議員に関してはまだまだ議論はできるが、多数決制に関してはすぐにでも取り掛かりたいと回答した。

これを受け、福井はこれから頑張っていこうという声明ではダメなのかという質問をし、後藤は、上部団体の意思をはっきり聞きたいと回答した。福井は文章に賛同することはできず、公選議員だけでなく拒否権についてもまだまだ議論すべきだと述べ、それに対し後藤は、しっかり議論の場を設けるため安心して欲しいと回答した。

福井は、今回提出された案に完全に則る必要はないのかと質問をし、後藤は案から完全にずれる方向になることはないが、まだ広く議論できると回答した。福井は、公選議員の記載がある限りは承認できないと述べた。後藤は今回の承認で公選議員の項目は加える方向に決まるが、確定ではないため大丈夫だと述べた。その上で後藤は、まだ問題点はあるが、それを考慮してコツコツと変えていくべきだと述べた。福井は、今回は様々な意見を聞いたのでそれで良しとして、今定例会で決を取る必要はないのではないかと発言した。岩館が芝学友会に不満の理由を問い、福井が公選議員について不満があると回答した。岩館が具体的な不満点を尋ねると、福井は公選議員を承認する段階ではないというのが団体としての意見であると回答した。後藤は、公選議員に関する形式など、詳細は様々な議論があるとして、突発的に変えるのではなく、徐々に変えていくつもりであると述べた。福井は、芝学友会の中では公選議員については、キャンパスごとの代表者がいるため不要であり、キャンパスごとの代表者をしっかり決めていくべきだと言う意見が存在していると述べた。後藤は、自身の選挙の時は立候補者の半数が湘南藤沢キャンパスからの立候補であり、湘南藤沢キャンパスからの立候補者は、湘南藤沢キャンパスの意見が反映されておらず、三田キャンパスの上級学生が議会を動かす形が基本になっていることに不満を感じると述べていたと発言した。続けて後藤は、これに関しては前田前塾生代表も同意しているところであり、現状では各キャンパスの声が十分に取り入れられているとは言えないと述べた。

後藤は、多数決制に関しても規約の改正が必要であり、多数決制は議会から十分な賛成を得ることができたと感じたため動き始めたいと述べ、公選議員に関して意見がある人からは聞きたいと述べた。

特に議員から発言がなかったため、保住議長は、本議案を終了した。

8. 連絡事項

(1) 次回全塾協議会の日程

全塾協議会規約 第 19 条に基づき次回全塾協議会定例会の日程に関しては、日程を調整した上でまた改めて連絡することが報告された。

福利厚生機関本部代表 梅山から、定例会を対面で再開する予定はあるのかという質問があり、岩館からオフライン再開の目処は全く立っていないと回答した。梅山は、帰省の予定などもあるため、急遽オフラインで開催することが決まると困るので確認したかったと述べた。

また、文化団体連盟三田本部常任委員会委員長 芹沢から、應援指導部が活動再開と言っていたが、事務局としてはどう考えているのかという質問があり、岩館から、應援指導部が活動を再開することに関しては事務局側も把握していなかったと回答した。

9. 閉会宣言

事務局長 岩館則明が閉会を宣言し、20:20 に閉会した。